

仙台基署発 1117 第 2 号
令和 4 年 11 月 17 日

建設関係発注機関の長 殿

仙台労働基準監督署長

建設業における労働災害防止に向けた取組強化について
(緊急要請)

日頃より労働行政の運営に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年は第 13 次労働災害防止計画の最終年であり、当署においても建設業の休業 4 日以上の子傷者数を 147 人以下とすることを目標に掲げ、労働災害防止対策の推進に取り組んできたところす。

しかしながら、令和 4 年 10 月末時点の当署管内における建設業の休業 4 日以上の子傷者数は、前年同期比 30 人増の 124 人（新型コロナウイルス感染症を除く）と大幅な増加（31.9%増）となっており、目標達成に向けて更なる取組が必要な状況となっています。

発生した労働災害を分析すると、別紙のとおり、事故型別では脚立・はしごやトラック荷台からの墜落・転落災害が増加しているほか、転倒災害も依然として多く発生しています。また、被災者を年代別に見ると、50 歳以上の割合が減少し、40 代以下が増加していることから、現場における世代交代が進む中、人手不足を背景とした未熟練労働者の増加や、慣れ等による危険感受性の低下等が災害発生リスクを高めているものと推察されます。

このような状況を踏まえ、当署としては、宮城年末年始労働災害防止強化運動とともに労働災害防止のための更なる取組を推進していく必要があると考えています。

つきましては、貴職におかれましても、労働災害防止に向けた取組を強化いただきますとともに、工事受注者に、裏面事項を含めた基本的な労働災害防止に関する総点検の実施等について周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 「SafeworK向上宣言」※等を用いた経営トップによる安全作業の徹底等に関する表明
- 2 店社による現場巡視等の実施により、作業手順書等の遵守状況、不安全行動の有無等について確認するとともに、必要な指導等を徹底すること。（参考：チェックリスト）
- 3 高所作業時の手すり、防網、親網等の設置、及び墜落制止用器具の使用を徹底すること。（トラック荷台上での作業を含む）
- 4 脚立・梯子等を使用する作業について、簡易作業台、移動式足場等への代替、アウトリガー装着等、より安全な作業方法、用具等の使用に努めること。
- 5 車両系建設機械、移動式クレーンに係る適正な作業計画の策定、及び作業時の立入り禁止措置、過負荷防止、適正な合図等を徹底すること。
- 6 労働者所属事業場での送り出し教育、現場における入場時教育等の実施により、関係者の労働災害防止に係る基本的事項の確認、現場の安全衛生水準の向上を図ること。
- 7 朝礼や危険予知活動等を通して、日々、関係者の安全意識の高揚を図ること。

以上

※宮城労働局及び県内の労働災害防止団体等が運営する労働災害防止や健康で安全に働くことができる職場環境づくりなどに向けた事業主等の意思を企業内外に表明する制度。

